

「こども性暴力防止法」が2026年12月25日にスタートします。 ～実習生等も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～

こども性暴力防止法の施行により、2026年12月25日より、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。学校現場で実習等を行う大学生・大学院生についても特定性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、留意点をお知らせします。

【事業者に求められる取組】

- 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- こどもと接する業務に就く人に、特定性犯罪前科の有無を確認します。
- 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。

【学校現場で実習等を行う大学生に関する留意点】

- 実習等の計画において、こどもと一对一になることが予定されている場合や、実習等の期間が相当長期にわたる場合など、大学生・大学院生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する活動であると判断された場合、特定性犯罪前科の有無の確認が必要となります。なお、特定性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者であることから、その判断の結果、実習等に行く全ての大学生・大学院生に特定性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります。
- 特定性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、大学生・大学院生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- 特定性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習等はできないこととなります。
- 入学前及び実習等の前に特定性犯罪前科がない旨の誓約書の提出が求められます。
- 性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより資格の取得ができなくなる可能性があります。
- 教育学部・教育学研究科は教育実習等が卒業・修了のために必須の科目となっています。したがって、特定性犯罪前科がある場合、実習等ができないことにより卒業・修了できなくなる可能性があります。

【参考】

制度の詳細はこども家庭庁 HP 「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」をご覧ください。

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>